

令和7年6月16日開催

付議事件

1 第43号議案 府中市市税条例の一部を改正する条例

○渡辺しょう委員長 付議事件1、第43号議案 府中市市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、担当者から説明を求めます。お願いいたします。

○新藤和博市民税課長補佐 ただいま議題となりました、第43号議案 府中市市税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が、本年3月31日に国会において可決成立したことに伴いまして、本年4月1日施行分につきましては専決処分し、本年5月12日の市議会臨時会におきまして御承認をいただきましたが、その他の内容につきまして、今回、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、システムの2ページを御覧ください。初めに、上段の第18条、公示送達の規定は、インターネットの利用により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、公示事項が記載された書面を本庁及び東西出張所の掲示場に掲示し、又は市の事務所に設置した電子計算機により閲覧できる状態にすることで行うことができると改めるものでございます。

下段の第18条の3、納税証明事項の規定は、文言整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、3ページをお開きください。第35条の2、所得控除の規定は、特定親族特別控除の創設に伴い、所得控除の項目に当該控除を追加するものでございます。

恐れ入りますが、4ページをお開きください。第37条の2は、市民税の申告を定めたもので、5ページ上段まで続いておりますが、所得が公的年金等のみである者が特定親族特別控除を受けようとする場合は、市民税申告書の提出が必要であることを定めた規定を加えるものでございます。

続きまして、5ページ下段の第37条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定は、特定親族特別控除の創設に伴い、記載事項に、「又は特定親族」を加えるものでございます。

恐れ入りますが、6ページをお開きください。第37条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書を定めたもので、7ページ上段まで続いておりますが、特定親族特別控除の創設に伴い、当該申告書の提出要件に、「特定親族を有する者」を追加するほか、記載事項に、「又は特定親族」を加えるものでございます。

続きまして、7ページから10ページの上段にかけては、付則第14条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を追加するものでございます。

7ページ下段の第1項でございますが、令和8年4月1日以後に売渡し又は消費等が行われた加熱式たばこに係る製造たばこの本数は、当分の間、8ページ以降に記載のある各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする規定し、追加するものでございます。

恐れ入りますが、8ページをお開きください。上段の第1号は、葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこにつきましては、当該加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算することとし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合については、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することを規定し、追加するものでございます。

続きまして、下段の第2号は、第1号に掲げるもの以外の加熱式たばこにつきまして

は、当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算することとし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合は、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算することを規定し、追加するものでございます。

恐れ入りますが、9ページをお開きください。上段の第2項につきましては、加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する計算方法を規定するとともに、中段の第3項におきましては、第2項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に係る端数処理の方法を規定し、追加するものでございます。

続きまして、下段の第4項につきましては、加熱式たばこ併せて使用する喫煙用具につきましては、課税の適用はないことを規定し、追加するものでございます。

恐れ入りますが、10ページをお願いいたします。付則第1条につきましては、それぞれの改正規定の施行期日を定めたものでございます。中段の付則第2条は、公示送達に関する経過措置を定めたもので、下段の付則第3条は、11ページまで続いておりますが、市民税に関する経過措置を定めたものでございます。

恐れ入りますが、11ページをお願いいたします。最後に、下段の付則第4条は、12ページまで続いておりますが、市たばこ税に関する経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○渡辺しょう委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。手塚委員。

○手塚としひさ委員 条例改正ということで、以前に確認したこともございますが、改めて何点か、細かく質問させていただければと思います。

まず、35条の2の特定親族特別控除の関係なんですけれども、特定親族という定義と、府中市内の対象者でどのぐらいいて、それによってどのぐらいの影響を見込んでいるかということで、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、市たばこ税の関係で、私はたばこを吸わないので、あまり分からないので、何点かお尋ねをさせていただければと思うんですけれども、まず、たばこの料金については、これまでの推移というか、どのぐらい上がってきて、今後の値上がりの見込みとか、その辺がどうなっているのか、分かれば教えてください。

あと、市内でのたばこの販売量の推移、どのぐらい売れているかというようなことが分かれば、教えてください。

それから、喫煙率というのは分かるんでしょうか。例えば、府中市の喫煙率とか全国の喫煙率、その辺が分かれば教えてください。

それと、市たばこ税が、1本売れたら、これは1,000本単位でしたか、売れた場合に、市たばこ税として幾らが市の財政に入るのか、その辺が分かれば教えてください。

あわせて、市たばこ税の過去の推移が分かれば、今、12億円か、13億円か、14億円か、その辺の年間の市たばこ税の収入の推移を教えてください。

あと、細かいことで、よく分からなかったんですけれども、0.35グラム以下に換算してとあったんですけど、0.35グラム以上みたいなものもあるということですか。その辺のことが分かりませんでしたので、教えていただければと思います。

最後に、経過措置のお話がありましたが、経過措置による影響とございますか、経過措置によってどのぐらい市の収入に影響があるのか、あるいはもう一つは、たばこを消費する方にとっては、経過措置があるために、このぐらいメリットがあるのか、最後に経過措置が終わった段階ではどうなるのか、その辺りを併せて教えていただければと思います。

以上、よろしくをお願いいたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○新藤和博市民税課長補佐 順次お答えいたします。

まず、特定親族の定義といたしましては、配偶者以外の年齢が19歳以上23歳未満の親

族であること、納税者と生計を一にしていること、年間の合計所得金額が58万円を超えて123万円以下であることが、主な要件となっております。

続きまして、府中市内の対象人数でございますが、令和6年度の課税データを試算ベースにお答えいたしますと、対象といたしましては約700人でございます、市への影響額としましては、約1,300万円程度の減収を見込んでございます。

続きまして、たばこ税の御質問でございますけれども、まず、料金の値上げの今後の見込みなんですけれども、こちらはたばこの銘柄によっても、また値上げの額というのは変わってくると思いますので、現時点でどの程度、値上がりするかということは、まだこちらでは把握しておりませんので、現状は、値上がりの額というのは具体的にお答えはできません。申し訳ございません。

続きまして、市内の販売量の推移でございますけれども、あくまでも市へのたばこ税の申告につきましては、紙巻たばこの本数に換算された本数で報告されてまいりますので、紙巻たばこが何本、加熱式たばこが何本、その他のたばこの銘柄による販売本数の内訳というのは不明でございますけれども、紙巻たばこに換算した本数でお答えさせていただきますと、令和6年度ですと約2億2,300万本でございます。こちらは令和5年度比としますと、280万本減となっております。

続きまして、喫煙率でございますけれども、申し訳ございません、市内での喫煙率というものは調査してございませんので、把握はできておりませんが、厚生労働省で実施いたしました国民健康・栄養調査の結果によりますと、現在、習慣的に喫煙している方の割合は、令和5年では15.7%という結果報告が上がっております。

続きまして、市たばこ税の1箱当たりの税負担率でございますけれども、たばこ1箱に含まれるたばこ税は約305円でございます、このうち、市たばこ税につきましては、1箱当たり131円が皆様に御負担いただいている分となっております。その他につきましては、都や国のたばこ税という内訳となっております。

たばこ税の過去の推移でございますけれども、令和6年度決算ベースですと、1,000万円単位でお答えさせていただきますと14億6,000万円、令和5年度ベースですと、14億約8,000万円、令和4年度ベースですと14億4,000万円となっております、過去3年では約14億円を推移している状況でございます。

続きまして、0.35グラム、改正の基準となる重さのグラムの単位でございますけれども、0.35グラム以上のたばこはあるかというところは、申し訳ございません、たばこの種類によって変わるところもございますので、把握はしておりませんが、税額の計算としましては、0.35グラムをもって1本と換算するとさせていただきます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○河邊 洋市民税課長 最後の御質問の中の、たばこ税に関連しての本市の収入等、また、消費者のメリット、デメリットというところでございますが、たばこ税の改正に伴いまして、たばこ税の申告方式自体が、全てが紙巻たばこに換算されまして、本数と税額が卸売販売業者から申告されているものでございます。

そういったことから、加熱式たばこの販売本数などの内訳といったものを市町村では把握できず、不明な状態であるところがございます、今回の改正に伴いまして具体的な影響額については、算出することが非常に困難なものとなっております。

しかしながら、過去、平成30年度から、税制改正などで段階的にたばこ税率が改正されてまいりましたが、販売数量が減少しても、税率の引上げによる税額の増加に伴いまして、市たばこ税の収入額は大幅には下がらない傾向がありますので、令和8年度以降、市たばこ税の収入額につきましては、近年の実績である13億円から14億円程度を維持し、横ばい、または緩やかに減少するものと捉えております。

また、消費者のメリット、デメリットの部分でございますが、実際に令和8年度の改正において、2段階で4月と10月の段階での改正という形になりまして、激変緩和措置が取られるところがございますが、基本的には、加熱式たばこを利用されているユーザ

一の方につきましては値上げが発生しますので、激変緩和措置をメリットと捉えればメリットでございますが、実際には値上げが行われると認識してございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 いろいろ御答弁いただいたんですけども、まず、特定親族の関係についてはほぼ分かりました。年間1,300万円ほどの影響が出るということですけども、具体的にはいつから、例えば令和7年度はどのぐらい、影響は令和7年度から出るということでしたか。いつから影響が出るのか、令和7年度はなくて令和8年度から影響が出るのか、その辺はいつからということで、もう一度、そこだけ確認させてください。

あと、たばこ税の関係なんですけど、たばこの料金は、これから値上げは分からないということなんですけど、これまでは結構上がってきているんですか。その辺を、過去の推移も、私はあまりたばこの料金を、よくたばこを吸っている方から、また上がったよみたいな話はあるんですけど、どのぐらい上がってきているのかというのは、分かる範囲で結構なんですけど、直近でいつ値上がりしたとか、何%上がったとか、その辺が分かれば、もう一度、教えてください。

あと、喫煙率は、市内は分からなくて全国でということなんですけど、参考に、例えば男女別に何%とか、もし統計があれば、そこを教えてください。

あと、たばこ税の関係については、1,000本当たりで、分かりました。131円とかということで、分かりました。

あと、たばこ税の収入も、ほぼ14億円台ということで理解をいたしましたので、今回の改正によって、令和8年度とかで市たばこ税に影響がどのぐらい出るかということは推測されているんでしょうか。ある程度増える見込みなのか、減る見込みなのか、その辺りが推測されていれば、今回の税制改正での影響額ということで、令和8年度の見込みが分かれば、教えてください。

あとは分かりました。経過措置による影響ということで、その辺りは分かりましたので、何点か、答弁できるところだけお願いいたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○新藤和博市民税課長補佐 順次お答えいたします。

まず、特定親族特別控除の開始でございますけれども、こちらの施行日が令和8年1月1日からとなっておりますので、令和8年度の個人市民税から適用させていただくこととなります。

続きまして、たばこ税の過去の改正履歴でございますけれども、平成30年度に、直近ですと段階的な改正がございまして、平成30年、令和元年、令和2年、令和3年、令和4年と、毎年10月に増税という形で改正を行われております。令和元年度につきましては、消費税の増税で値上がりが行われております。

続きまして、喫煙率の男女別でございますけれども、先ほど御答弁させていただきました令和5年の実績でございますと、男性は25.6%、女性が6.9%でございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○河邊 洋市民税課長 令和8年度以降の見込みでございますが、こちらにつきましては、市たばこ税の収入額については、近年の実績の状況から見まして、14億円程度と見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 状況は分かりましたので、ある程度市民に、こうなりますよという周知、PRは、事前にきちんとやっていただきたいと思っております。

あと、市たばこ税については、貴重な市の財源であるかと思っておりますが、やはり健康上の問題とか様々な受動喫煙の問題がありますので、できるだけ控えていただくような方向で、あまり市たばこ税に頼らなくても、市の財政に影響がないような方策を取って

ただきたいなと思っております。

あえて、担当がないので、あれなんですけど、例えば市の職員の喫煙率等についても、できるだけ減らせるような方向で御検討いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

今回の条例改正については、賛成をいたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。からさわ委員。

○からさわ地平委員 よろしくお願いたします。何件か質問します。

一つは、公示送達について質問します。これは、これまで市役所での公開だったものが、インターネット上の公開や、また、いわゆるディスプレイとかに表示ができるようになるものということですが、インターネット上に公開されるのは、どれぐらいの期間、公示されているのかということが一つと、あと、制度そのものなんですけど、どういった場合に公示送達が出されるのかということと、あと、インターネット上に名前とか住所が掲示されるということがプライバシーの侵害になるおそれというのがあるのかということをお考えをお聞かせください。

次に、特定親族特別控除について、先ほどの答弁で大体、制度の仕組みは分かったんですが、これは先ほど、影響を受けるのは市内で700人ぐらいという答弁があったんですけど、19歳以上23歳未満の方となると、大学生とかそういう方を想定しているということでしょうか、その確認です。

また、今回の創設によって、所得税の控除については、103万円から123万円に引き上がるという理解でよいのかということをお聞かせください。

たばこ税については、先ほどの質疑でよく分かりました。加熱式たばこがどのぐらい市内でたしなまれているかというところは、正確な数字は把握していないということで、私も聞こうと思ったんですが、分かりました。

健康への影響については、双方とも指摘されているものだと思いますので、禁煙そのものを進める政策が必要で、やっぱりそこが、市民の健康を考えたら大事なかなと思っています。

では、公示送達と親族特別控除と所得税の関係について、答弁をお願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○新藤和博市民税課長補佐 順次お答えいたします。

まず、公示送達の御質問の件ですけれども、インターネットへの公開につきましては、まだ国のほうから、政令で定める施行日が示されておりませんので、いつから開始するのかというところは、現時点では未定でございます。

続きまして、個人の名前ですとか住所という、そこを公開するのかというところにつきましては、現時点で、掲示場で掲示している内容につきましても、氏名ですとか住所、あと工事内容というのも掲載させていただいておりますので、担当部署とも今後、どこまでホームページ上に掲載していくのかというところは検討させていただきますけれども、現状と同じであれば、住所や氏名は公開するかというと、現時点ではまだ検討中でございます。プライバシーの問題もございますので、そこは今後検討していきたいと思っています。

続きまして、公示送達は、個人市民税や固定資産税、軽自動車税の納税通知書につきまして、相手方の住所、居所が分からない場合や相手方が海外に住んでいて送達が困難な場合などに、法的に送達したとみなす手続のことをいいます。

続きまして、特定親族の御質問でございますが、19歳以上23歳未満というのは、委員お見込みのとおり、大学生年代のことを想定しております。こちらの大学生年代につきましては、アルバイトをされる方が多いかと思いますが、親の扶養の範囲内で就業しなければならない方など、扶養の要件内に給与を抑えるよう、就業調整をしなければならない状況を少しでも解消するために、こちらの特定親族特別控除を設けたという背景と

なっております。

続きまして、所得税との関係でございますけれども、所得につきましては、所得税と同じで、こちらは合計所得金額が123万円に達するまでは、段階的に控除が受けられるものとなっております。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○河邊 洋市民税課長 すみません、公示送達の件で補足いたしますと、公示送達自体が、そもそも何で公示送達するのかというところでございます、通知または送達により、法律上、債務、債権等の効果を発生させるために、賦課徴収に関する書類ですとか過誤納金等の還付金または充当に関する書類の送達というところで、地方税法の中の規定に基づき執行しているものでございます。

また、先ほど補佐のほうから答弁がございましたが、現在、公示送達によって掲示している内容ですと、基本的には、課税されている年度及び納税義務者の氏名及び通知書の番号となっております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 答弁をありがとうございました。

まだ施行日については決まっていないということと、掲示内容については、必ずしも住所と氏名や、何に対しての通知なのかということがぱっと出るというわけではなくて、まだ、どういう形でやっていくのか、今の形も含めて検討されている段階であるということが分かりました。

2回目で伺いたいののが、市民税の納税通知とかだと、載ると滞納されているとかという判断で、必ずしもそういうわけではないという理解でもよろしいですか。

あと、どのぐらいの間、インターネット上に掲示しておくのかということ、長い間、掲示すると、例えば、グーグルで調べたら検索で引っかかってというのが長く続くような形になるのかというところを、まだこれから、検討されていることが多いと思いますが、考え方を教えてください。

次の特定親族については、分かりました。大学生年代のアルバイトで見込んでということで、分かりました。

本当は、アルバイトをしなくても大学に通えるようにするというところが国の仕事であることは間違いないと思うんですが、これだけの、市内で700の方が103万円以上のアルバイトをされているということが分かりまして、今回は必要な改正だということで理解しました。

所得税について、控除額というところが123万円に達するというように、これまで学生で調整されている方だと思うんですけど、これは市内の、例えば会計年度任用職員とかで働いている方でも調整されたりとか、そういうことを今後、想定はあるんですか。

今回、市民税だけで、ほかの税還付金はあまり変わっていないから、影響はないのかなと思うんですけど、市で働いている会計年度任用職員とかへの影響というのを、考えていることがあったら教えてください。

以上、お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○新藤和博市民税課長補佐 お答えいたします。

まず、公示送達の市民税の納税通知書の件でございますが、こちらはあくまでも市の納税通知書の公示送達になりますので、滞納ありなしというような情報は掲載することはございません。

続きまして、インターネットの掲示につきまして、いつまでの期間、掲示するかというところにつきましても、申し訳ございません、今、検討中でございます、今後、どの程度掲載していくかということは検討していきたいと思っております。

続きまして、特定親族特別控除の会計年度任用職員への影響でございますけれども、

こちらは雇用形態によらず、あくまでも対象が19歳以上23歳未満の年代の方でございますので、仮に会計年度任用職員でその年齢の方がいれば、同様の控除条件という形になります。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 分かりました。それぞれ答弁をありがとうございます。

公示送達についてはインターネットに掲載されるけど、それは不名誉なものということでは全然ないということを理解いたしました。

掲示期間については、長い間、出しておくのもどうなのかなというので、これは検討していただきたいのと、最後に、3回目で聞くだけになってしまうんですけど、インターネットの公開は、市役所への公開と全く同じタイミングでやるという理解でよいのかということをお聞かせいただきたいです。

あと、特定親族特別控除については十分分かりました。これについてもやっぱり長年、扶養控除の基準が変わってこなかったというところに問題があった上での改定だということですので、今回、改定について賛成したいと思っております。

以上、3件目をお願いいたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○新藤和博市民税課長補佐 3件目の御質問についてお答えいたします。

インターネットの公開日につきましては、あくまでもこれは公示送達ですので、公示日に合わせて公開することになるものと想定をしております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。高津委員。

○高津みどり委員 たばこ税について、1点お聞きしたいと思います。

今回の加熱式たばこに係る税の変更ということなんですが、紙巻たばこについては変更はないということでもいいのかということ。

それと、これまで加熱式たばこに関しては、紙巻たばこよりも安く設定されていたのかどうか。

先ほど、加熱式たばこの需要というか、どのぐらいかということは把握ができないということだったんですが、近年は多分、需要が増えているということもあるので、そういったことを加味した形で今回、加熱式たばこということに関して税改正というか、行われるということでもいいのかどうか。

3点、お願いいたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○新藤和博市民税課長補佐 順次お答えいたします。

まず、1点目でございますが、令和8年度につきましては、加熱式たばこのみの改正でございますので、紙巻たばこの値上がりや改正はございません。

続きまして、加熱式たばこが、今までは紙巻たばこより安く設定されていたかという御質問ですけれども、結論から申し上げますと、加熱式たばこのほうが安い状況でございます。

理由としましては、加熱式たばこにつきましては、紙巻たばこに比べて葉たばこの含有量が現状は少ないということから、税負担水準が低くなっており、課税の公平性を欠いているという現状がございます。

その点を踏まえまして、課税の適正化の観点から、税の負担差を解消するため、今回は加熱式たばこのみの改正としてございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。高津委員。

○高津みどり委員 了解しました。ありがとうございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。奥村委員。

○奥村さち子委員 では、特定親族特別控除について、一つ質問をいたします。

先ほどの御答弁で、これは来年1月1日からの施行ということで、分かりましたが、これについては、今年1月から12月31日までの収入を基礎とした個人住民税に適用するというのだと思いますけれども、これにつきまして、市民の方々へのお知らせ、周知の仕方について教えてください。

以上、お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○新藤和博市民税課長補佐 お答えいたします。

まず、本市における周知、広報についてですが、今回の改正につきましては、国税で行われますので、市税に関連するものが今回の条例改正という流れになってございますので、まずは国がホームページで周知したり、税務署でチラシを配布するなど、広く国民や市民の方々に周知を行っていくことになると思われます。

本市におきましても、ホームページ等での周知を考えておりますが、例えば特定親族特別控除であれば、給与所得者であれば、今年の年末調整時に勤務先から周知されることとなると思いますし、市民税申告をされる方であれば、市民税申告の御案内時にも周知を図っていくこととなります。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。奥村委員。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。国のほうからも情報が行くということで、府中市としても、ホームページなどでは周知をしていくということが分かりました。

ホームページの中でも、分かりやすくということが大事になるかと思うんですけれども、今回の新たな控除の仕組みというのは、対象年齢の若い方々への働き方の選択肢が、自由度が高まったということ、とても若い世代の働き方に影響するなと思っております。

しかし一方で、19歳から23歳未満の方々の収入というのが増えていきますと、御本人の住民税が上がったりとか、また、社会保険の扶養から外れるということも一方ではありますので、そういったことも認識として広げていかなくてはいけないのかなと思っております。

市の情報発信というのは、制限もあると思うんですけれども、なるべく分かりやすく親切的なホームページの掲載をしていただきたいと思いますと思っております。

また、所得税についても、情報をリンクするなど、全体的な税制改正の情報というのも、市からも丁寧にしていただきたいと思いますので、その点については早急に、市民にしっかりと情報が届くような形で工夫をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんでしょうか。山本委員。

○山本真実委員 たばこ税のところでお聞きしたいんですが、たばこ販売店の方からの意見を聞いたりとか、たばこ販売店の方への影響みたいなところはリサーチしたりしているのでしょうか。今後、予定があったら教えてください。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○河邊 洋市民税課長 たばこ販売店への影響といったものについては、本市では現在のところ、調査の予定はございません。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。山本委員。

○山本真実委員 分かりました。

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御異議なしと認め、第43号議案は可決すべきものと決定いたしました。

た。